

罪 名 : 放 火 (非現住建造物等放火)
受刑回数 : 10 入
再犯期間 : 1 カ月
刑 期 : 4 年

B氏 (60代 / 男性 / 知的障がい)

25

『相談できない』

『相談したらまた怒られる』

・・・そもそもそんな発想自体なく、

『刑務所に行った方が楽だ』と刹那的思考。



SOS発信や

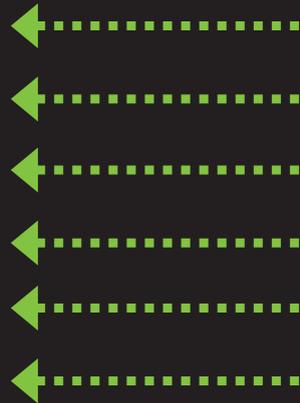
ニーズ表出

が困難 (内在化)

『内在化されているSOSやニーズを、

こちらから出向いて掴みに行く』

アウトリーチ



“糸（関係性）”を

途切れさせない支援



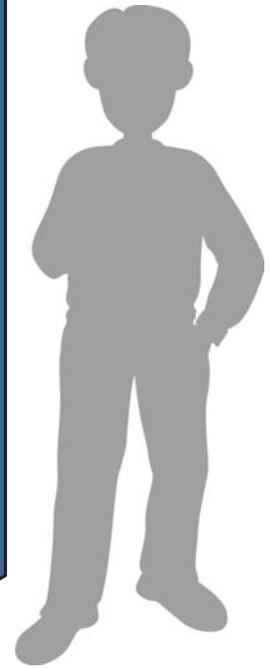
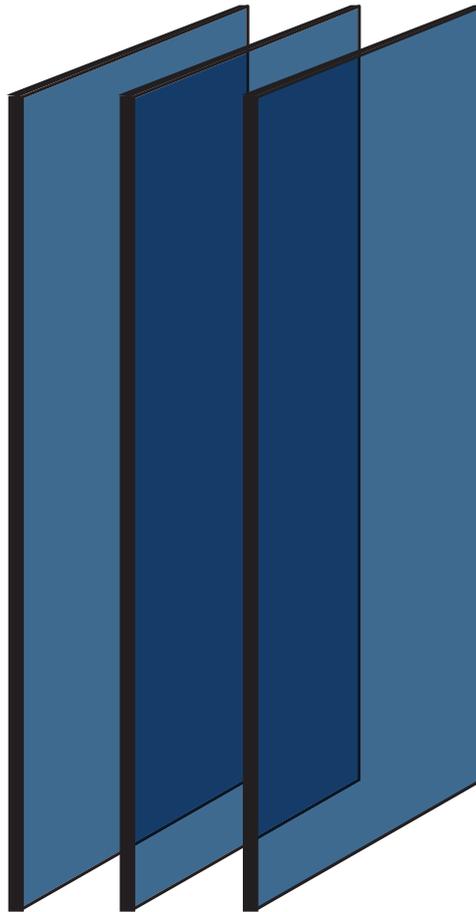
自尊感情が傷ついたり
自己肯定感が低くなった
人たちの “心” “目線”
に思いを馳せる

罪を犯した人たちとの “出会い” (3)

キーワード

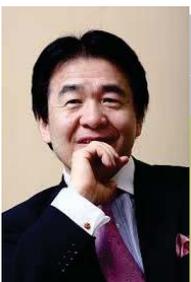
目に見えない障壁 (バリア)...





31

Innovation



竹中平蔵氏「THE21」(2013年2月号)より抜粋

iPodには日本製の部品がたくさん使われており、日本メーカーだってその気になればつくることが可能です。
しかし現実には、日本企業はiPodをつくれませんでした。

それはなぜか？

メーカーは機械をつくることだけに集中して、**新結合**に目が向かなかったからです。
iPodがヒットするには、機械だけでなくコンテンツが必要です。
コンテンツを売るには、知的財産権をうまく活用できる法的な枠組みが必要です。
また、コンテンツを従来のCD店ではなくネットで販売するための仕組みも大切です。
ところが日本の場合、コンテンツに関係する人はコンテンツだけをつくり、インフラを整える人はNTT、機械をつくる人はソニーに一生勤めて、**なかなか交わりません。**

そうした環境では新しい結びつきが生まれにくい。

それぞれが自由に交わる環境があって初めて、イノベーションは生まれるのです。

32

Innovation



“異質”なものとの交わりから

『未来の価値 (iPod)』

は生まれた。

190805 全定協初任者研修in大阪

基礎講座(司法)

弁護士 社会福祉士
浦崎 寛 泰
urazaki@panda-law.jp

今日お伝えしたいこと

1. 支援中の再犯(ケース①)
 - いつ釈放されるのか？
 - 当番弁護士を呼ぶ！
 - 弁護人は何を知りたいのか？
2. 多額の借金(ケース②)
 - 時効制度の落とし穴
 - 自己破産のメリット・デメリット
 - 法テラスの活用

ケース① 支援中の再犯！

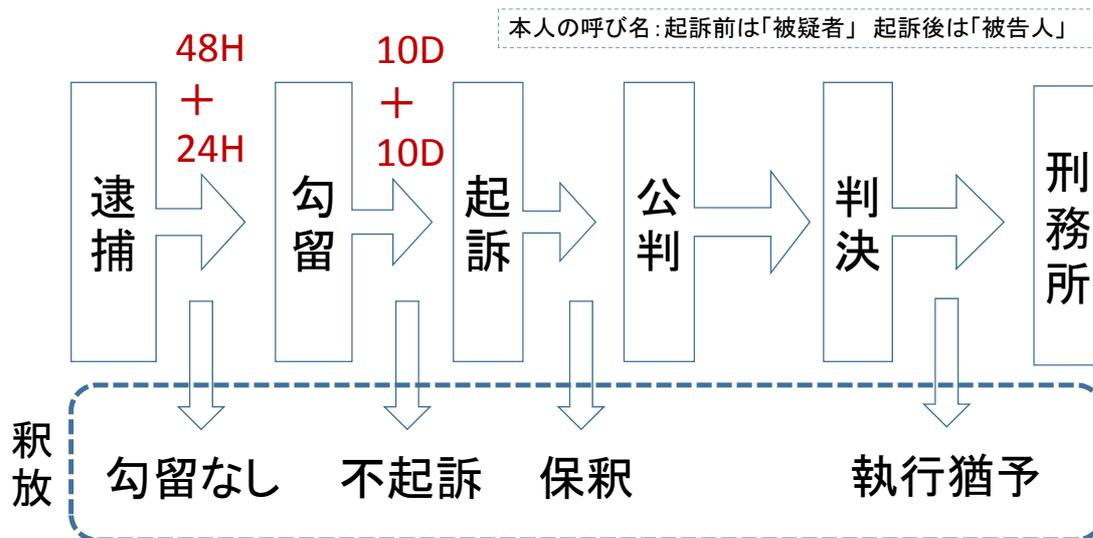
特別調整対象者Aさん(50代・男性・知的障害・窃盗等前科5件)が、矯正施設から出所し、グループホームに入居して、3年近く経過した。

最近は目立ったトラブルもなく、定着によるフォローアップもほとんど必要がないところまで来た。

ところが、他の利用者との口論をきっかけにホームを飛び出し、民家に侵入して雨宿りしているところを、住居侵入罪で逮捕されてしまった。

これからどうなるのか？まずどこに連絡すればいいのか？

刑事手続の流れ



(ポイント①)いつ釈放されるのか？

実刑判決により収監されるケースを除き、釈放されるタイミングは、主として以下の4パターンのいずれか
→タイミングを見据えて動く必要がある

1. 勾留される前に釈放されるケース(72時間以内)
2. 勾留後、起訴されずに釈放されるケース(23日間以内)
3. 起訴後、保釈により釈放されるケース
4. 判決(無罪・執行猶予)により釈放されるケース

(ポイント②)当番弁護士を呼ぶ！

弁護人は、原則弁護士のなかから選任される
(私選弁護人と国選弁護人)

私選弁護人をつけるお金がない被疑者・被告人は「国選弁護人」が選任される

ただし、被疑者に国選弁護人が選任されるのは「勾留後」のみ！
逮捕から2～3日の空白期間

当番弁護士制度

- 対象は逮捕された人(少年も含む)
- 逮捕直後から利用可能
- 24時間受付(ただし, 夜間・休日は留守電対応が多い)
- 1回, 無料で弁護士が駆けつける
- 本人から依頼することもできるし, 家族などからの依頼も可能
定着職員など第三者でも利用可能(重要!)
- 全国の弁護士会で実施している
(「当番弁護 ○○(県名)」で検索 →各県弁護士会のHPへ)

弁護士会の窓口に連絡する

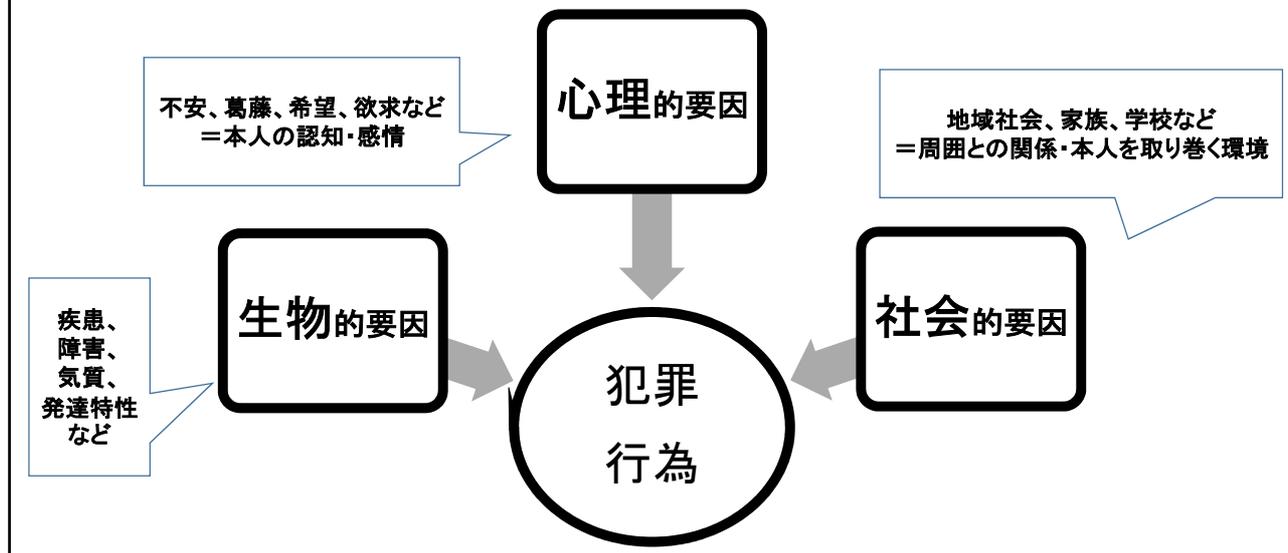
「○○地域生活定着支援センターの■■■です。Aさんの支援をしています。」

「Aさんは, ○月○日に△△をしたということで逮捕されて, ●●警察署にいます。」

「当番弁護士を依頼します。」

「Aさんのことについて事前に担当弁護士とお話したいので, 面会前に連絡をください。私の連絡先は, 090-××××-××××です。」

(ポイント③) 弁護人は何を知りたいのか？



ケース② 多額の借金！

特別調整対象者Bさん(40代・男性・精神障害・強盗等前科4件)は、住民票を帰住先に設定したところ、住所に多数の督促状が届くようになった。

服役前に利用していた消費者金融からの借金，飲み屋のつけ，知人からの借金など，100万円以上の債務があることが判明した。

生活保護受給中のため，返済はできない。放置しておいてよいか？

7年くらい服役していたので，すでに時効ではないか？

自己破産する場合のメリット・デメリットは？

弁護士費用が払えない場合はどうすればいい？

消滅時効

- 時効期間はいろいろ

(例) 飲み屋のツケ: 1年(短期消滅時効)

サラ金(会社)の借金: 5年(商事消滅時効)

知人(個人)からの借金: 10年(民法の原則)

注) 2020年4月以降に発生した債務の時効は、原則「5年」に統一(民法改正)

(注意点)

- 1円でも払ってしまうとリセット! (債務承認による時効中断)
- 時効を確定させるには「援用」(意思表示)が必要
→「時効を援用します(払いません)」という通知を出しておく
(内容証明郵便がベストだが、普通郵便でも可)

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-15-11 富士見ビル

アコム株式会社 審査第一部 東京管理センター 御中

時効援用通知書

前略

貴社の私に対する債権は、すでに時効により消滅しております。

したがって、本書面をもって、消滅時効を援用いたします。

今後、私に対して請求をしないでください。

この文書は、浦崎寛泰弁護士(PandA法律事務所)に書いてもらいました。今後、私に対して請求を続ける場合は、浦崎弁護士に依頼する予定です。

草々

平成29年8月10日

自己破産のメリット・デメリット

◆メリット

免責(法的にチャラになる)→将来の強制執行(差し押さえ等)を回避

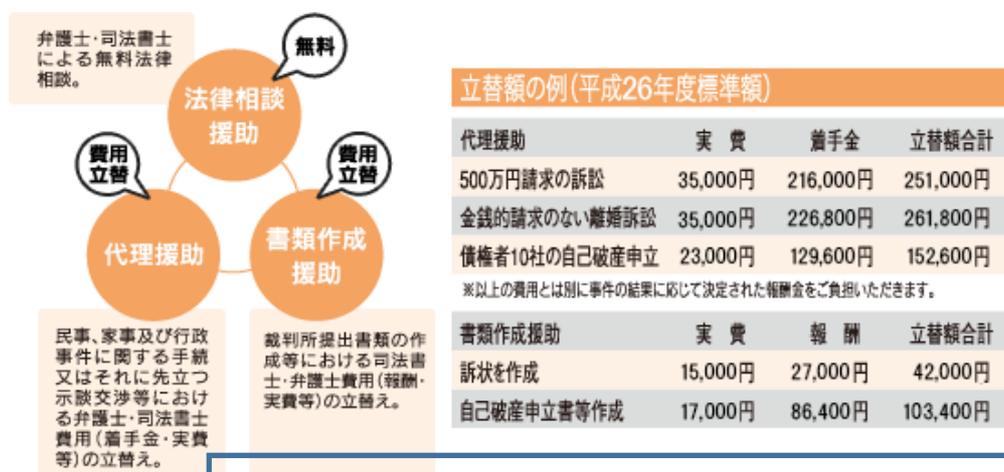
◆デメリット(?)

1. 費用 ⇔ 法テラスの活用
2. 手間 ⇔ 専門家に任せる
3. 「ブラックリスト」への登録 ⇔ すでに滞納しているならやむなし
4. 「何となく嫌」(マイナスイメージ) *最大のハードル!?

※よくある誤解(以下, 全部ウソ)

「戸籍に載る」「携帯電話が使えなくなる」「家財道具も全部没収」 → ×

弁護士費用(法テラス)



立替額の例(平成26年度標準額)

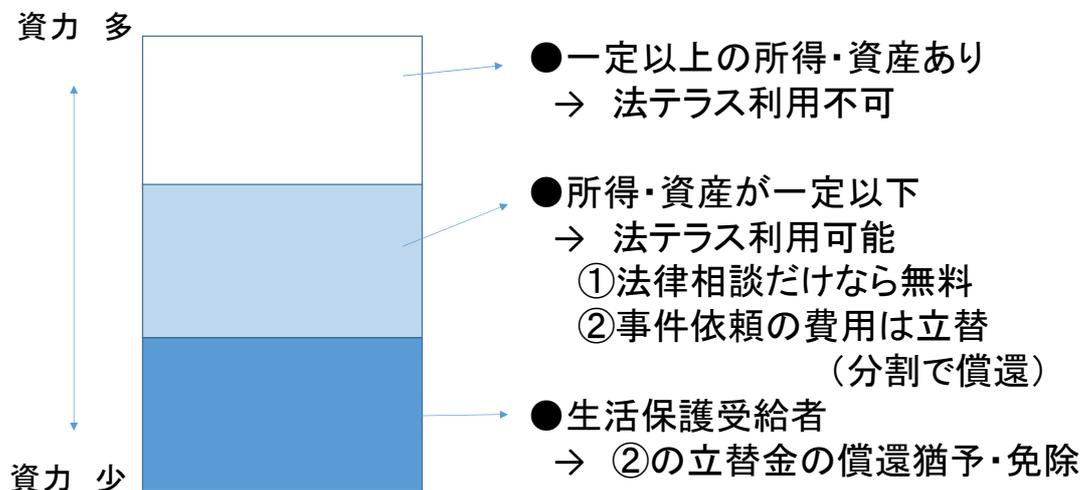
代理援助	実費	着手金	立替額合計
500万円請求の訴訟	35,000円	216,000円	251,000円
金銭的請求のない離婚訴訟	35,000円	226,800円	261,800円
債権者10社の自己破産申立	23,000円	129,600円	152,600円

※以上の費用とは別に事件の結果に応じて決定された報酬金をご負担いただきます。

書類作成援助	実費	報酬	立替額合計
訴状を作成	15,000円	27,000円	42,000円
自己破産申立書等作成	17,000円	86,400円	103,400円

生活保護受給者の場合は、立替費用の猶予・免除あり(自己負担0円)

法テラスの資力基準



Bさんのケース

- 債務のうち、飲み屋のつけと消費者金融からの借金については、消滅時効期間が経過している可能性が高い
→ 時効援用通知を出しておくのが確実(払ってはダメ!)
- 知人からの借金については、まだ消滅時効期間(10年)は経過していないと思われる(*2020年3月以前に借りた場合)
→ 生活保護受給中のため、返済は難しいだろう
→ 放置?自己破産?
- 生活保護受給中のため、法テラスを利用すれば、相談無料&自己破産の手続費用も自己負担なし(償還猶予・免除)
→ 法テラスの無料相談を利用して、方針を相談すべし

おまけ(裏技?)

■対象者が認知症や障害により、自分で相談に行けない場合は？

→法テラスの新たな出張相談制度(特定援助対象者法律相談援助制度)がH30.1.24からスタート！

＝「認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることができない方」に対して、「関係機関から」(not本人から)法テラスに連絡し、弁護士等をご自宅や福祉施設に派遣する制度

※具体的な実施方法は、お近くの法テラスへ相談を

(「認知症のためご本人が自分で相談に行けないので、出張相談をお願いしたい。」)

まとめ

1. 支援中の再犯！

- I. 釈放のタイミングを見極めよう
- II. すぐに当番弁護士を呼ぼう
- III. 弁護人と協働しよう

2. 多額の借金！

- I. 消滅時効を理解しよう(期間, 援用)
- II. 自己破産のメリット・デメリットを理解しよう
- III. 法テラスを活用しよう

参考文献／参考サイト



- ◆ 刑事手続について知りたいときは
→ 『更生支援計画をつくる』(現代人文社)
編者:一般社団法人東京TSネット
監修:堀江まゆみ、水藤昌彦

- ◆ 時効・自己破産などについて知りたいときは
→ 法テラスのサイト内「FAQ検索」
(「法テラス FAQ」で検索)

弁護士も社会資源

厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域生活定着支援センターにおける質の高い実践を担う人材を全国的に育成するための、
研修カリキュラム及び効果的な業務サポートツール等の検討・開発に係る研究事業」
「初任者研修 資料」

編集・発行 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 北岡 賢剛
長崎県諫早市福田町 357-1
TEL : 0957-23-1332
FAX : 0957-24-1330
URL: <http://zenteikyo.org/>

発行日 令和2年3月31日